

# 投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## 委託会社の情報提供窓口

### ◆お電話によるお問合わせ先

電話番号 03-5643-5265 (営業日の9:00~17:00)

### ◆委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

本文書により行なう「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)  
(愛称：杏の実)」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成17年8月9日に関東財務局長に提出しており、平成17年8月10日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録してておくようにして下さい。)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

# 目論見書の概要

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型） (愛称：杏の実)

本概要は、後掲の「有価証券届出書の内容」(交付目論見書本文)を要約したものです。詳細は、交付目論見書本文の該当箇所をご覧下さい。

### ファンドの概要

| 項目                 | 内 容   | 参照ページ |
|--------------------|---|-------|
| 目的および<br>基本的性格     | 追加型株式投資信託／バランス型<br>安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。   | —     |
| 主要投資対象             | 「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」の受益証券   | P. 3  |
| マザーファンドの<br>主要投資対象 | 内外の公社債等および短期金融商品  | P. 4  |
| 主な投資制限             | ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。<br>②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。<br>株式および株式を組入可能な投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。<br>③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 | —     |
| 価額変動リスク            | 当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。   | P. 6  |

| 項目                | 内容  | 参照ページ         |
|-------------------|---|---------------|
| お買付単位             | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位<br>(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。   | P. 8          |
| お買付価額<br>(1万口当たり) | お買付申込受付日の翌営業日の基準価額  | P. 8          |
| お買付時の申込手数料        | 販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、提出日現在、2.1%(税抜 2.0%)です。<br>(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。<br>(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。<br>(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。         | P. 8          |
| お申込みの受付中止日・受付時間   | ①シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お買付けおよびご換金のお申込みの受付けは行いません。<br>②委託会社の各営業日※の午後3時(年末年始など半休日ににおいては午前11時)までに受けたお買付けおよびご換金のお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日※の取扱いとなります。<br>※前①のお申込受付中止日を除きます。 | P. 8<br>P. 11 |
| 決算日               | 毎月15日(休業日の場合翌営業日)   | P. 9          |
| 収益分配              | 毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>(注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。<br>(注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。   | P. 9          |
| 信託期間              | 平成15年6月13日から平成25年6月15日まで  | P.12          |
| 信託報酬率             | 信託財産の純資産総額に対して年率1.3125%(税抜 1.25%)   | P.14          |

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいよう、よろしくお願ひ申上げます。

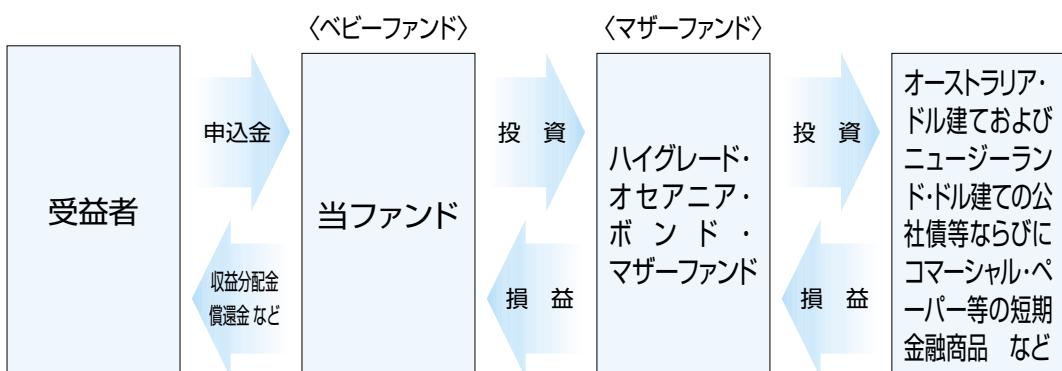
## 当ファンドの投資態度

1. 主として「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」の受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## マザーファンド方式について

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。

マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド(ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみです。



(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

# 特　　色

## 「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」の投資態度

- 1.** 主としてオーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。)ならびにコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2.** 公社債等への投資にあたっては、以下のようない点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上)とすることを基本とします。
  - ロ. 投資する公社債等は、国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証するものとします。
  - ハ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
- 3.** オーストラリア・ドル建公社債等とニュージーランド・ドル建公社債等の投資比率は、それぞれの債券市場の規模などを勘案して決定します。

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

4. 為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
5. 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。
6. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### 債券の格付けについて

| 信用度 | ムーディーズ社の場合                | S & P社の場合   | フィッチ・レーティングス社の場合                            | 投資対象の格付けは、取得時に<br>おいてAA格相当以上とすること<br>を基本とします。 |
|-----|---------------------------|---|---|---|
| 高い  | Aaa<br>Aa<br>A<br>Baa     | Aa1<br>Aa2<br>Aa3<br>AA<br>AA+<br>AA-<br>A<br>BBB | AAA<br>AA<br>AA+<br>AA-<br>A<br>BBB         | AAA<br>AA<br>AA+<br>AA-<br>A<br>BBB           |
|     | Ba<br>B<br>Caa<br>Ca<br>C | BB<br>B<br>CCC<br>CC<br>C<br>D                    | BB<br>B<br>CCC<br>CC<br>C<br>DDD<br>DD<br>D |   |
| 低い  |                           |   |   |   |

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社、スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)、フィッチ・レーティングス社といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行われ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

### デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

# 特　　色

## 価額変動リスクなど

### 〈価額変動リスク〉

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### ①公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### ②外国証券への投資に伴なうリスク

##### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主要投資対象である「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」において、為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

に近づけることを基本とします。また、当ファンドにおいて、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。このため基準価額は、オーストラリア・ドル・円レートおよびニュージーランド・ドル・円レートの変動の影響を直接受けます。

### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ③その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### 〈換金性が制限される場合〉

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することができます。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受けたものとして取扱います。

# ご投資の手引き

## お買付けは…

### お買付時期 原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- ただし、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受付けは行いません。
- 委託会社の各営業日※の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日※の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

### お買付単位 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

### お買付価額 お買付価額(1万口当り)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

### お申込手数料 販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、提出日現在、2.1%(税抜 2.0%)です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

### 収益分配金は…

#### 分配時期

毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

##### ●分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

●決算日は、毎月15日(休業日の場合翌営業日)です。

#### 支払方法

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

##### ●「分配金再投資コース」をご利用の場合

収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### ●「分配金支払いコース」をご利用の場合

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします(税金が差引かれます。)。

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

## 収益分配金に対する税金は…

### ●個人の受益者の場合

普通分配金について、平成20年3月31日まで10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。

上記に記載の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成20年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

### ●法人の受益者の場合

普通分配金について、平成20年3月31日まで7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%(所得税7%)の税率は、平成20年4月1日から、15%(所得税15%)となります。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)の区分があります。

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

# ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

## ご換金は…

### ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受け付けは行いません。
- 委託会社の各営業日※の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受け付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日※の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

### ご換金単位

最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

### ご換金方法

「解約請求」または「買取請求」によりご換金をお申込みいただけます。

### お手取額

1万口当たりのお手取額は、次のとおりです。

#### 【個人の受益者の場合】

##### ●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税(個別元本超過額の10%。平成20年4月1日から20%。)を差引いた金額となります。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、解約差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

##### ●「買取請求」の場合

買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関する課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります)。なお、買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

# ご投資の手引き

## [法人の受益者の場合]

### ●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税(個別元本超過額の7%。平成20年4月1日から15%)を差引いた金額となります。地方税の源泉徴収はありません。

### ●「買取請求」の場合

買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります)。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

## 信託期間は…

平成25年6月15日が信託終了日です。

●ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、上記終了日より前に信託を終了させることができます。

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

### 償還金は…

#### 支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

- 個人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成20年3月31日まで10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、償還差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

上記に記載の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

- 法人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成20年3月31日まで7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%（所得税7%）の税率は、平成20年4月1日から、15%（所得税15%）となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

### 受益証券は…

- 受益証券は、原則として無記名式です。ご希望により記名式にすることもできます。

- 無記名式の受益証券は、それを所有している方が受益者となりますから、盗難や紛失などの事故を防ぐため、「保護預り」のご利用をおすすめいたします。

なお、「分配金再投資コース」をご利用の場合には、受益証券は保護預りとさせていただきます。

# ご投資の手引き

## 信託報酬などは…

### 信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%(税抜 1.25%)の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬の配分については、交付目論見書本文をご参照下さい。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬、監査報酬および売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。

## 運用経過のお知らせは…

- 毎年5月および11月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。保護預りをご利用の方には、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。
- 基準価額は、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

### ●用語のご説明●

|         |   |
|---------|---|
| 1. 基準価額 | 純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。   |
| 2. 個別元本 | 受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。<br>受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。<br>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 |

有価証券届出書の内容  
(交付目論見書本文)

提 出 先 関東財務局長 殿

提 出 日 平成 17 年 8 月 9 日提出

発 行 者 名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 樋口三千人

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号

事務連絡者氏名 重田 修

連絡場所 本店の所在の場所に同じ

電話番号 03-5695-2111

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型) (愛称: 杏の実)

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額

継続申込期間 (平成 17 年 8 月 10 日から平成 18 年 8 月 8 日まで)  
1 兆円を上限とします。

縦覧に供する場所

該当ありません。

## 目 次

頁

|                |   |
|----------------|---|
| 第一部 証券情報 ..... | 1 |
|----------------|---|

## 第二部 ファンド情報

### 第 1 ファンドの状況

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 ファンドの性格 .....   | 4  |
| 2 投資方針 .....      | 7  |
| 3 投資リスク .....     | 17 |
| 4 手数料等及び税金 .....  | 19 |
| 5 運用状況 .....      | 22 |
| 6 手続等の概要 .....    | 26 |
| 7 管理及び運営の概要 ..... | 28 |

### 第 2 財務ハイライト情報

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 貸借対照表 .....      | 31 |
| 2 損益及び剰余金計算書 ..... | 32 |

### 第 3 内国投資信託受益証券事務の概要 .....

### 第 4 ファンドの詳細情報の項目 .....

# 第一部 証券情報

## (1) ファンドの名称

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：<sup>あんず</sup>杏<sup>み</sup>の実）

## (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益証券であり、原則として無記名式です。なお、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更を行なうことが可能ですが、格付けは、取得しておりません。

## (3) 発行（売出）価額の総額

1兆円を上限とします。

## (4) 発行（売出）価格

1万口当り取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。ほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## (5) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、提出日現在、2.1%（税抜 2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

## (6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## (7) 申込期間

平成 17 年 8 月 10 日から平成 18 年 8 月 8 日まで（継続申込期間）  
(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

**(8) 申込取扱場所**

委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合せ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

**(9) 払込期日**

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座に払込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払込みます。

**(10) 払込取扱場所**

受益証券の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。  
申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11) 振替機関に関する事項**

該当事項はありません。

**(12) その他**

- ① 受益証券の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の取得および換金の申込みの受け付けは行ないません。
- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。  
(※) 前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑥ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑦ 受益者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を販売

会社の保護預りとすることができます。無記名式の受益証券は、それを所有している方が受益者となりますから、盗難や紛失などの事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めいたします。なお、「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託（バランス型）であり、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

なお、「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式、公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」をいいます。

##### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

##### <ファンドの特色>

1. 主として「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

（注）当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド（ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみです。

2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 90% 程度以上に維持することを基本とします。

3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

4. マザーファンドの主要投資対象は、内外の公社債等および短期金融商品であり、投資態度は、次のとおりです。

(a) 主としてオーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）ならびにコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

(b) 公社債等への投資にあたっては、以下のようない点に留意しながら運用を行なうことと基本とします。

i. 投資対象の格付けは、取得時において AA 格相当以上（ムーディーズで Aa 3 以上または S & P で AA- 以上もしくは フィッチで AA- 以上）とすることを基本とします。

ii. 投資する公社債等は、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証するものとします。

iii. ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から 5（年）程度の範囲を基本とします。

iv. 金利リスク調整のため、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建

ての国債先物取引等を利用することができます。

- (c) オーストラリア・ドル建公社債等とニュージーランド・ドル建公社債等の投資比率は、それぞれの債券市場の規模などを勘案して決定します。
- (d) 為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- (e) 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。
- (f) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

5. 原則としていつでもお買付け・ご換金をお申込みいただけます。ただし、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受付けは行いません。

6. 毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

#### [分配方針]

- (a) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- (b) 原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうこと目標に分配金額を決定します。

### 債券の格付けについて

信用度 ムーディーズ社の場合 S&P社の場合 フィッチ・レーティングス社の場合

| 投資適格 | Aaa                     | AAA              | AAA              |
|------|-------------------------|------------------|------------------|
|      | Aa<br>Aa1<br>Aa2<br>Aa3 | AA+<br>AA<br>AA- | AA+<br>AA<br>AA- |
| Baa  | A                       | A                | A                |
|      | BBB                     | BBB              | BBB              |
| Ba   | BB                      | BB               |                  |
| B    | B                       | B                |                  |
| Caa  | CCC                     | CCC              |                  |
| Ca   | CC                      | CC               |                  |
| C    | C                       | C                |                  |
|      | D                       | DDD              |                  |
|      |                         | DD               |                  |
| 低い   |                         | D                | D                |

投資対象の格付けは、取得時ににおいてAA格相当以上とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社、スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)、フィッチ・レーティングス社といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、隨時見直しが行われ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

### デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

(2) ファンドの仕組み

|                        |  |
|------------------------|--|
| 受益者                    | お申込者   |
| 収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金   |  |
| お取扱窓口                  | <p>販売会社</p> <p>受益証券の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>①受益証券の募集の取扱い<br/>②一部解約請求に関する事務<br/>③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務</p> <p>など</p>  |
| ↑↓※1 収益分配金、償還金など↑↓お申込金 |  |
| 委託会社                   | <p>大和証券投資信託委託株式会社</p> <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>①受益証券の募集・発行<br/>②信託財産の運用指図<br/>③信託財産の計算<br/>④運用報告書の作成</p> <p>など</p>   |
| ↓運用指図 ↑↓※2             | 損益↑↓信託金  |
| 受託会社                   | <p>りそな信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分<br/>②信託財産の計算<br/>③受益証券の認証</p> <p>など</p> |
| 損益↑↓投資                 |  |
| 投資対象                   | <p>内外の公社債等および短期金融商品 など</p> <p>（マザーファンド方式で運用を行ないます。）</p>  |

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益証券の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（平成 17 年 6 月末日現在）>

- ・資本金 151 億 7,427 万 2,500 円

- ・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

- ・大株主の状況

| 名 称            | 住 所                   | 所有<br>株式数 | 比率<br>% |
|----------------|-----------------------|-----------|---------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号 | 2,608,525 | 100.00  |

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象

ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### ② 投資態度

イ. 主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

#### ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

##### イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利

##### ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの

##### ヘ. 約束手形

ト. 金融先物取引等にかかる権利

チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利

リ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

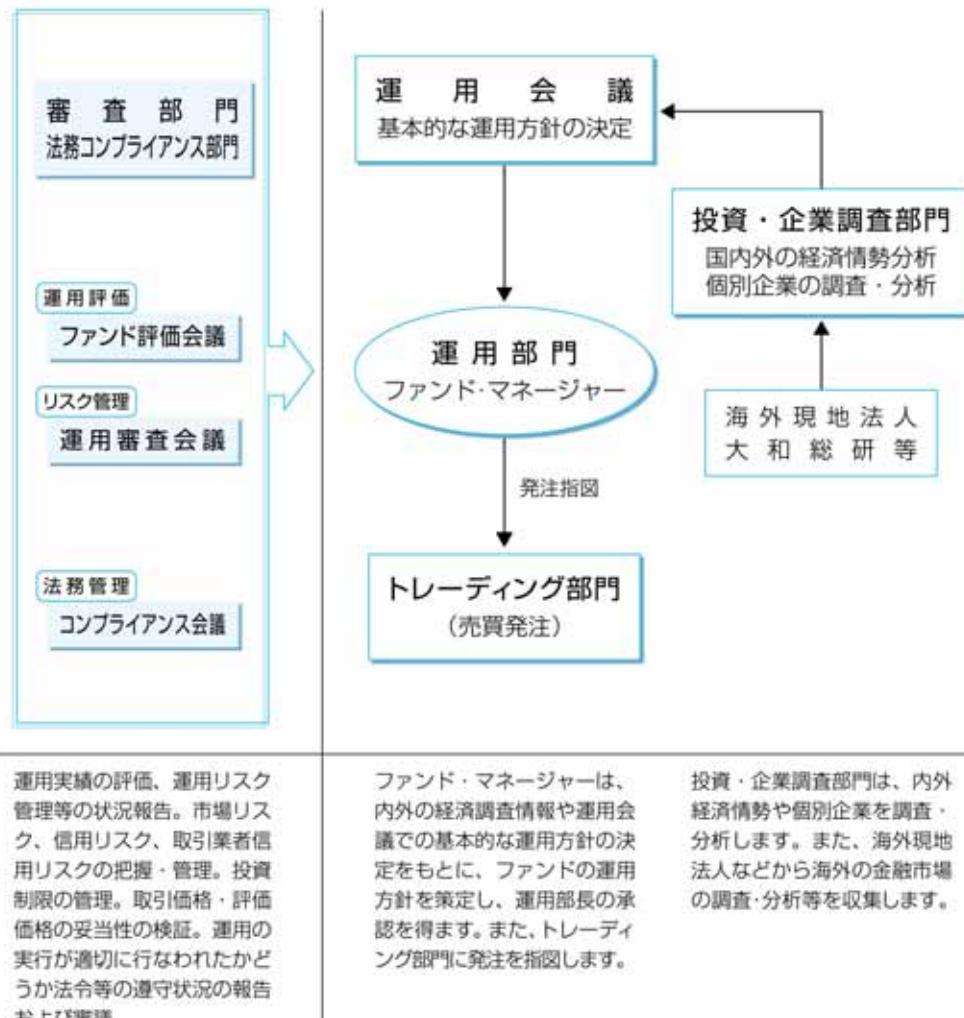
#### イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図することができます。
1. 転換社債の転換、新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの
  8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
  10. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  11. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
  12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
  14. 外国法人に対する権利で前13.の権利の性質を有するもの
- なお、前1.の証券または証書、前7.ならびに前11.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.ならびに前11.の証券または証書のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前8.の証券および前9.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

### (3) 運用体制

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（C I O）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 基本的な運用方針の決定

C I Oが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

#### イ. 運用本部長 (C I O)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

#### ロ. 運用副本部長

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ハ. 運用部長

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

#### ニ. ファンドマネージャー

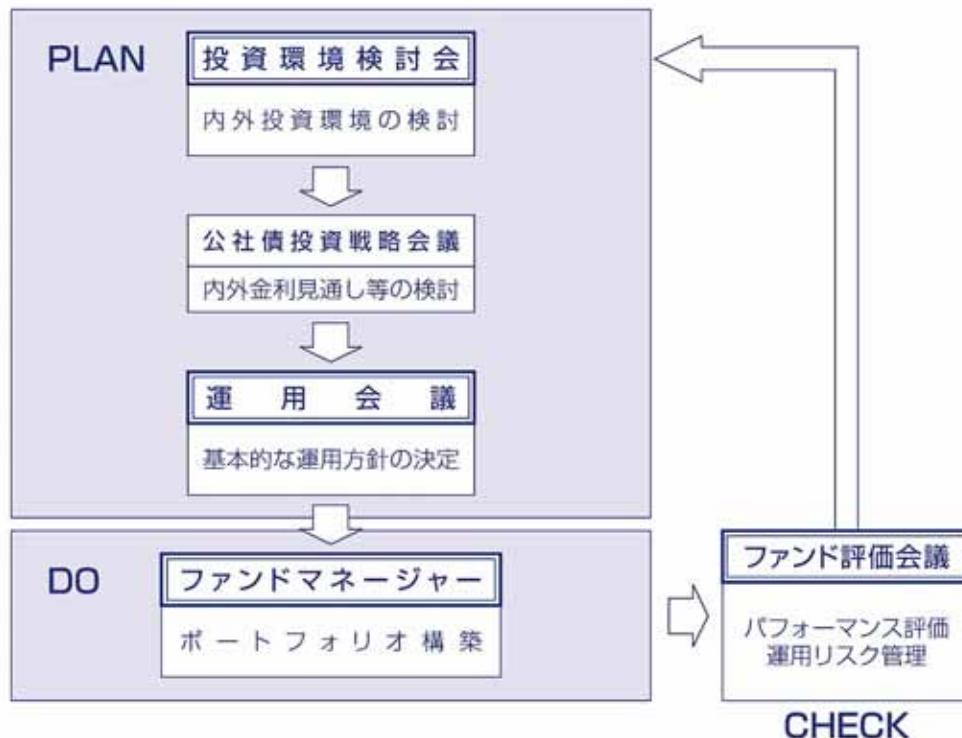
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

### ④ ファンド評価会議・運用審査会議・コンプライアンス会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## ⑤ 運用プロセス



### PLAN

投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。公社債投資戦略会議では、内外金利の動向について検討し、金利見通しを策定します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンドマネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

### DO

ファンドマネージャーは、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

### CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用ヘフィードバックを行ないます。

## (4) 分配方針

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうこと目標に分配金額を決定します。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

## (5) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券（信託約款）  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

## ② 株式等（信託約款）

- イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ハ. 前ロ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## ③ 投資信託証券（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## ④ 投資する株式の範囲（信託約款）

- イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## ⑤ 先物取引等（信託約款）

- イ. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

## ⑥ スワップ取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財

産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ.において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ヘ. 前ホ.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する

するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑨ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

- きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(14) デリバティブ評価損（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」）

委託会社は、運用の指図を行なう信託財産について、次の行為を行なわないものとします。

信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該信託財産にかかる次に掲げる額（これにかかる取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図すること。

イ. 当該信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。）

ロ. 当該信託財産にかかる有価証券オプション取引等および選択権付債券売買のうち売付約定にかかるものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

ハ. 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

<参考>マザーファンド（ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

「1 ファンドの性格」「(1) ファンドの目的及び基本的性格」<ファンドの特色>の 4. をご参照下さい。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
    - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
  - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
  - ホ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 5 号に掲げるもの
    - ヘ. 約束手形
    - ト. 金融先物取引等にかかる権利
    - チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利
  - リ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 7 号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）

10. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

11. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人に対する権利で前13.の権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前7.ならびに前11.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.ならびに前11.の証券または証書のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前8.の証券および前9.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 主な投資制限

① 株式等

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### 3 投資リスク

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

##### ① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### ② 外国証券への投資に伴なうリスク

###### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主要投資対象である「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」において、為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の 100%に近づけることを基本とします。また、当ファンドにおいて、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 90%程度以上に維持することを基本とします。このため基準価額は、オーストラリア・ドル・円レートおよびニュージーランド・ドル・円レートの変動の影響を直接受けます。

###### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

##### ③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

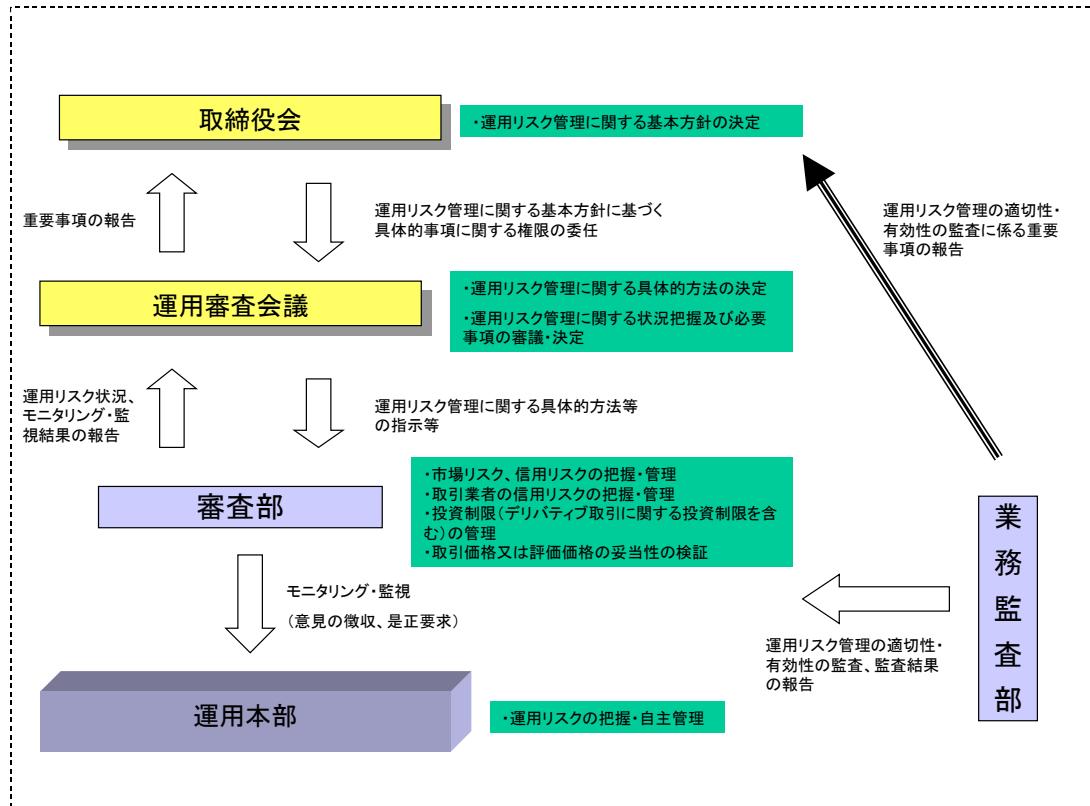
#### (2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することができます。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。

ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

### (3) リスク管理体制



## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、提出日現在、2.1%（税抜2.0%）となっております。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

② 申込手数料には、消費税が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (2) 換金（解約）手数料

ありません。

### (3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、各販売会社の取扱い純資産残高に応じて次のとおりとします。

|                     | 委託会社                  | 販売会社                  | 受託会社                  |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 500億円未満の場合          | 年0.525%<br>(税抜0.50%)  | 年0.735%<br>(税抜0.70%)  | 年0.0525%<br>(税抜0.05%) |
| 500億円以上1,000億円未満の場合 | 年0.4725%<br>(税抜0.45%) | 年0.7875%<br>(税抜0.75%) |                       |
| 1,000億円以上の場合        | 年0.42%<br>(税抜0.40%)   | 年0.84%<br>(税抜0.80%)   |                       |

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

### (4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産

に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

## (5) 課税上の取扱い

### ① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

### ② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成20年3月31日までは7%（所得税7%）、平成20年4月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

## <注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## <注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収

益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 5 運用状況

### (1) 投資状況 (平成 17 年 6 月 30 日現在)

#### 投資状況

| 投資資産の種類               | 時価(円)          | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券             | 89,580,775,661 | 100.05  |
| 内 日本                  | 89,580,775,661 | 100.05  |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | △47,942,454    | △0.05   |
| 純資産総額                 | 89,532,833,207 | 100.00  |

(参考) ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド

### (1) 投資状況 (平成 17 年 6 月 30 日現在)

#### 投資状況

| 投資資産の種類               | 時価(円)          | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 国債証券                  | 13,779,522,190 | 14.41   |
| 内 オーストラリア             | 10,157,781,574 | 10.62   |
| 内 ニュージーランド            | 3,621,740,616  | 3.79    |
| 特殊債券                  | 79,743,406,477 | 83.41   |
| 内 オーストラリア             | 73,638,901,390 | 77.02   |
| 内 ニュージーランド            | 6,104,505,087  | 6.39    |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 2,081,260,337  | 2.18    |
| 純資産総額                 | 95,604,189,004 | 100.00  |

#### その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類    | 時価(円)       | 投資比率(%) |
|------------|-------------|---------|
| 為替予約取引(買建) | 514,962,000 | 0.54    |
| 内 日本       | 514,962,000 | 0.54    |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

### (2) 投資資産(平成 17 年 6 月 30 日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

(単位 : 円)

|   | 銘柄名<br>地域                      | 種類<br>業種      | 株数、口数<br>または額面金額    | 簿価単価<br>簿価                | 評価単価<br>時価               | 利率(%)<br>償還期限 | 投資<br>比率 |
|---|--------------------------------|---------------|---------------------|---------------------------|--------------------------|---------------|----------|
| 1 | ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド<br>日本 | 親投資信託<br>受益証券 | 76,141,755,768<br>— | 1.16028<br>88,346,118,525 | 1.1765<br>89,580,775,661 | —<br>—        | 100.05%  |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率    |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.05% |
| 合計        | 100.05% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

|    | 銘柄名<br>地域                                 | 種類<br>業種  | 株数、口数<br>または額面金額 | 簿価単価<br>簿価              | 評価単価<br>時価              | 利率(%)<br>償還期限         | 投資<br>比率 |
|----|---|-----------|------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|----------|
| 1  | NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.<br>オーストラリア | 特殊債券<br>— | 6,670,760,000    | 102.69<br>6,850,670,397 | 103.51<br>6,905,103,799 | 6.000000<br>12/05/01  | 7.22%    |
| 2  | AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND<br>オーストラリア     | 国債証券<br>— | 4,644,200,000    | 106.85<br>4,962,509,246 | 107.44<br>4,989,867,806 | 6.000000<br>17/02/15  | 5.22%    |
| 3  | LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK<br>オーストラリア      | 特殊債券<br>— | 4,222,000,000    | 118.58<br>5,006,743,140 | 117.82<br>4,974,402,620 | 13.500000<br>07/12/10 | 5.20%    |
| 4  | MUNICIPALITY FINANCE PLC<br>オーストラリア       | 特殊債券<br>— | 3,377,600,000    | 126.13<br>4,260,268,208 | 126.02<br>4,256,721,728 | 13.000000<br>09/07/06 | 4.45%    |
| 5  | INSTITUT CREDITO OFICIAL<br>オーストラリア       | 特殊債券<br>— | 3,377,600,000    | 123.54<br>4,172,754,592 | 123.18<br>4,160,527,680 | 13.500000<br>08/09/24 | 4.35%    |
| 6  | AUSTRIA GOVERNMENT BOND<br>オーストラリア        | 国債証券<br>— | 3,377,600,000    | 101.13<br>3,416,011,756 | 101.99<br>3,444,915,568 | 5.750000<br>14/09/15  | 3.60%    |
| 7  | NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.<br>オーストラリア | 特殊債券<br>— | 3,377,600,000    | 99.79<br>3,370,709,696  | 101.16<br>3,416,881,488 | 5.500000<br>14/08/01  | 3.57%    |
| 8  | NEDER FINANCIERINGS-MAAT<br>オーストラリア       | 特殊債券<br>— | 2,533,200,000    | 124.42<br>3,152,010,096 | 123.86<br>3,137,646,852 | 13.500000<br>08/10/29 | 3.28%    |
| 9  | NEDER FINANCIERINGS-MAAT<br>オーストラリア       | 特殊債券<br>— | 2,533,200,000    | 121.91<br>3,088,300,116 | 121.38<br>3,074,798,160 | 13.000000<br>08/09/03 | 3.22%    |
| 10 | QUEENSLAND TREASURY CORP.<br>オーストラリア      | 特殊債券<br>— | 2,111,000,000    | 142.78<br>3,014,191,350 | 141.02<br>2,977,122,190 | 12.000000<br>13/06/07 | 3.11%    |
| 11 | EUROFIMA<br>オーストラリア                       | 特殊債券<br>— | 2,533,200,000    | 106.22<br>2,690,959,252 | 106.58<br>2,699,935,224 | 6.250000<br>18/12/28  | 2.82%    |
| 12 | CAISSE D'AMORT DETTE SOC<br>ニュージーランド      | 特殊債券<br>— | 2,324,400,000    | 109.22<br>2,538,732,924 | 108.42<br>2,520,323,676 | 13.500000<br>06/11/15 | 2.64%    |
| 13 | L-BANK BW FOERDERBANK<br>ニュージーランド         | 特殊債券<br>— | 1,937,000,000    | 127.40<br>2,467,834,850 | 127.48<br>2,469,423,190 | 13.000000<br>10/06/28 | 2.58%    |
| 14 | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND<br>ニュージーランド   | 国債証券<br>— | 2,324,400,000    | 104.90<br>2,438,414,720 | 104.74<br>2,434,646,292 | 6.500000<br>13/04/15  | 2.55%    |
| 15 | NEW SOUTH WALES REASURY CORP.<br>オーストラリア  | 特殊債券<br>— | 2,153,220,000    | 107.16<br>2,307,562,810 | 107.69<br>2,318,931,811 | 7.000000<br>10/12/01  | 2.43%    |
| 16 | EXPORT DEVELOPMENT CANADA<br>オーストラリア      | 特殊債券<br>— | 1,688,800,000    | 135.29<br>2,284,794,408 | 135.63<br>2,290,553,216 | 12.000000<br>12/03/14 | 2.40%    |
| 17 | NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.<br>オーストラリア | 特殊債券<br>— | 2,144,776,000    | 106.42<br>2,282,685,097 | 106.46<br>2,283,500,112 | 8.000000<br>08/03/01  | 2.39%    |
| 18 | KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU<br>オーストラリア        | 特殊債券<br>— | 3,039,840,000    | 65.73<br>1,998,117,230  | 67.07<br>2,038,881,485  | 0.500000<br>13/10/30  | 2.13%    |

|    | 銘柄名<br>地域                                  | 種類<br>業種  | 株数、口数<br>または額面金額 | 簿価単価<br>簿価              | 評価単価<br>時価              | 利率(%)<br>償還期限         | 投資<br>比率 |
|----|--|-----------|------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|----------|
| 19 | EUROFIMA<br>オーストラリア                        | 特殊債券<br>— | 1,855,146,800    | 106.71<br>1,979,627,150 | 106.33<br>1,972,707,453 | 9.875000<br>07/01/17  | 2.06%    |
| 20 | QUEENSLAND TREASURY<br>CORP.<br>オーストラリア    | 特殊債券<br>— | 1,688,800,000    | 103.54<br>1,748,718,624 | 104.89<br>1,771,466,760 | 6.000000<br>13/08/14  | 1.85%    |
| 21 | SWEDISH GOVERNMENT<br>BOND<br>オーストラリア      | 国債証券<br>— | 1,688,800,000    | 99.76<br>1,684,881,984  | 102.02<br>1,722,998,200 | 5.750000<br>15/03/03  | 1.80%    |
| 22 | KFW-KREDIT<br>WIEDERAUFBAU<br>オーストラリア      | 特殊債券<br>— | 1,688,800,000    | 99.92<br>1,687,448,960  | 100.12<br>1,690,894,112 | 5.500000<br>07/10/15  | 1.77%    |
| 23 | EUROFIMA<br>オーストラリア                        | 特殊債券<br>— | 1,519,920,000    | 105.33<br>1,601,007,732 | 104.81<br>1,593,073,750 | 6.500000<br>11/08/22  | 1.67%    |
| 24 | L-BANK BW FOERDERBANK<br>オーストラリア           | 特殊債券<br>— | 1,266,600,000    | 122.29<br>1,548,975,804 | 121.90<br>1,543,985,400 | 12.000000<br>09/04/14 | 1.61%    |
| 25 | KFW-KREDIT<br>WIEDERAUFBAU<br>オーストラリア      | 特殊債券<br>— | 1,266,600,000    | 101.66<br>1,287,634,004 | 102.10<br>1,293,249,264 | 5.750000<br>15/05/13  | 1.35%    |
| 26 | AFRICAN DEVELOPMENT BK.<br>オーストラリア         | 特殊債券<br>— | 1,224,380,000    | 96.88<br>1,186,196,654  | 97.19<br>1,190,072,872  | 4.400000<br>08/02/27  | 1.24%    |
| 27 | NEW ZEALAND<br>GOVERNMENT BOND<br>ニュージーランド | 国債証券<br>— | 1,162,200,000    | 102.29<br>1,188,858,699 | 102.14<br>1,187,094,324 | 6.000000<br>15/04/15  | 1.24%    |
| 28 | INTL. BK.<br>RECON&DEVELOPMENT<br>オーストラリア  | 特殊債券<br>— | 1,156,828,000    | 99.05<br>1,145,913,877  | 99.35<br>1,149,412,733  | 5.000000<br>07/02/26  | 1.20%    |
| 29 | INTL. BK.<br>RECON&DEVELOPMENT<br>オーストラリア  | 特殊債券<br>— | 1,097,720,000    | 98.08<br>1,076,654,753  | 98.55<br>1,081,803,060  | 4.900000<br>08/10/01  | 1.13%    |
| 30 | ASIAN DEVELOPMENT BANK<br>オーストラリア          | 特殊債券<br>— | 916,174,000      | 95.96<br>879,243,026    | 96.40<br>883,237,545    | 4.420000<br>09/03/27  | 0.92%    |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 国債証券      | 14.41% |
| 特殊債券      | 83.41% |
| 合計        | 97.82% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類     | 地域 | 資産名             | 買建/<br>売建 | 数量        | 簿価          | 時価          | 投資<br>比率 |
|--------|----|-----------------|-----------|-----------|-------------|-------------|----------|
| 為替予約取引 | 日本 | 豪ドル買/円売 2005年7月 | 買建        | 6,100,000 | 513,484,300 | 514,962,000 | 0.54%    |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

|                                  | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1 口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1 口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 設定時<br>(平成 15 年 6 月 13 日)        | 3,709,780,000         | —                     | 1.0000                      | —                           |
| 第 1 特定期間末<br>(平成 15 年 11 月 17 日) | 7,496,833,452         | 7,528,706,876         | 0.9408                      | 0.9448                      |
| 第 2 特定期間末<br>(平成 16 年 5 月 17 日)  | 15,671,795,306        | 15,754,739,308        | 0.9447                      | 0.9497                      |
| 平成 16 年 6 月末日                    | 22,599,364,491        | —                     | 0.9083                      | —                           |
| 7 月末日                            | 26,074,405,784        | —                     | 0.9445                      | —                           |
| 8 月末日                            | 29,931,574,830        | —                     | 0.9376                      | —                           |
| 9 月末日                            | 38,798,063,124        | —                     | 0.9712                      | —                           |
| 10 月末日                           | 41,914,523,068        | —                     | 0.9650                      | —                           |
| 第 3 特定期間末<br>(平成 16 年 11 月 15 日) | 44,070,091,246        | 44,294,700,998        | 0.9810                      | 0.9860                      |
| 11 月末日                           | 45,706,702,746        | —                     | 0.9838                      | —                           |
| 12 月末日                           | 50,226,106,106        | —                     | 0.9835                      | —                           |
| 平成 17 年 1 月末日                    | 56,412,202,319        | —                     | 0.9732                      | —                           |
| 2 月末日                            | 60,764,174,660        | —                     | 0.9921                      | —                           |
| 3 月末日                            | 67,615,805,901        | —                     | 0.9880                      | —                           |
| 4 月末日                            | 74,011,331,245        | —                     | 0.9951                      | —                           |
| 第 4 特定期間末<br>(平成 17 年 5 月 16 日)  | 76,270,965,173        | 76,658,202,596        | 0.9848                      | 0.9898                      |
| 5 月末日                            | 81,426,307,524        | —                     | 0.9957                      | —                           |
| 6 月末日                            | 89,532,833,207        | —                     | 1.0222                      | —                           |

② 分配の推移

|          | 1 口当たり分配金(円) |
|----------|--------------|
| 第 1 特定期間 | 0.0180       |
| 第 2 特定期間 | 0.0270       |
| 第 3 特定期間 | 0.0300       |
| 第 4 特定期間 | 0.0300       |

(注) 1 口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 収益率の推移

|          | 収益率(%) |
|----------|--------|
| 第 1 特定期間 | △4.1   |
| 第 2 特定期間 | 3.3    |
| 第 3 特定期間 | 7.0    |
| 第 4 特定期間 | 3.4    |

## 6 手続等の概要

### (1) 申込（販売）手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

### (2) 換金（解約）手続等

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### イ. 一部解約

受益者は、自己の有する受益証券について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができますほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1万口当たりの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

解約価額から所得税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の7%。なお、平成20年4月1日からは15%。）を差引いた額とします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

ロ. 買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その受益証券を買取ります。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の買取請求の受付けを行ないません。

受益証券の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合せることにより知ることができます。

販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

## 7 管理及び運営の概要

### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### （注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

#### （注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次のいずれかから入手した価額で評価します。

1. 価格情報会社の提供する価額、2. 証券会社、銀行等の提示する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができますほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

#### ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

### (2) 保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

### (3) 信託期間

平成15年6月13日から平成25年6月15日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

### (4) 計算期間

毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

### (5) その他

#### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

## ③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年 5 月の計算期間終了日の翌日から 11 月の計算期間終了日までの期間および毎年 11 月の計算期間終了日の翌日から翌年 5 月の計算期間終了日までの期間を対象として、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から 1 年間とします。ただし、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目）から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。この場合、販売会社は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じができるものとします。

償還金は、信託終了日後 1 か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して 5 営業日目）から、受益証券と引換えに受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

## 第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、中央青山監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

### ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）

#### 1 貸借対照表

| 区分          | 前期<br>平成16年11月15日現在 | 当期<br>平成17年5月16日現在 |
|-------------|---------------------|--------------------|
|             | 金額(円)               | 金額(円)              |
| 資産の部        |                     |                    |
| 流動資産        |                     |                    |
| コール・ローン     | 67,077,882          | 57,402,865         |
| 親投資信託受益証券   | 44,342,684,283      | 76,741,502,816     |
| 流動資産合計      | 44,409,762,165      | 76,798,905,681     |
| 資産合計        | 44,409,762,165      | 76,798,905,681     |
| 負債の部        |                     |                    |
| 流動負債        |                     |                    |
| 未払収益分配金     | 224,609,752         | 387,237,423        |
| 未払解約金       | 67,038,034          | 57,314,255         |
| 未払受託者報酬     | 1,889,869           | 3,288,331          |
| 未払委託者報酬     | 45,356,949          | 78,920,243         |
| その他未払費用     | 776,315             | 1,180,256          |
| 流動負債合計      | 339,670,919         | 527,940,508        |
| 負債合計        | 339,670,919         | 527,940,508        |
| 純資産の部       |                     |                    |
| 元本          |                     |                    |
| 元本          | 44,921,950,471      | 77,447,484,648     |
| 剰余金         |                     |                    |
| 期末欠損金       | 851,859,225         | 1,176,519,475      |
| (うち分配準備積立金) | (921,940,140)       | (2,168,565,021)    |
| 剰余金合計       | △851,859,225        | △1,176,519,475     |
| 純資産合計       | 44,070,091,246      | 76,270,965,173     |
| 負債・純資産合計    | 44,409,762,165      | 76,798,905,681     |

## 2 損益及び剰余金計算書

| 区分                | 前期<br>自 平成 16 年 5 月 18 日<br>至 平成 16 年 11 月 15 日 | 当期<br>自 平成 16 年 11 月 16 日<br>至 平成 17 年 5 月 16 日 |
|-------------------|---|---|
|                   | 金額(円)   | 金額(円)   |
| 経常損益の部            |   |   |
| 営業損益の部            |   |   |
| 営業収益              |   |   |
| 受取利息              | 122   | 372   |
| 有価証券売買等損益         | 2,733,435,172                                   | 2,490,856,895                                   |
| 営業収益合計            | 2,733,435,294                                   | 2,490,857,267                                   |
| 営業費用              |   |   |
| 受託者報酬             | 7,764,049                                       | 15,420,859                                      |
| 委託者報酬             | 186,338,024                                     | 370,101,851                                     |
| その他費用             | 776,315   | 1,180,256                                       |
| 営業費用合計            | 194,878,388                                     | 386,702,966                                     |
| 営業利益              | 2,538,556,906                                   | 2,104,154,301                                   |
| 経常利益              | 2,538,556,906                                   | 2,104,154,301                                   |
| 当期純利益             | 2,538,556,906                                   | 2,104,154,301                                   |
| 一部解約に伴う当期純利益分配額   | 32,315,973                                      | 3,887,732                                       |
| 期首次損金             | 917,005,122                                     | 851,859,225                                     |
| 欠損金減少額            | 114,758,275                                     | 70,702,444                                      |
| (当期一部解約に伴う欠損金減少額) | (114,758,275)                                   | (70,702,444)                                    |
| 欠損金増加額            | 1,552,356,858                                   | 613,508,356                                     |
| (当期追加信託に伴う欠損金増加額) | (1,552,356,858)                                 | (613,508,356)                                   |
| 分配金               | 1,003,496,453                                   | 1,882,120,907                                   |
| 期末欠損金             | 851,859,225                                     | 1,176,519,475                                   |

重要な会計方針

| 区分                         | 前期<br>自 平成 16 年 5 月 18 日<br>至 平成 16 年 11 月 15 日                                | 当期<br>自 平成 16 年 11 月 16 日<br>至 平成 17 年 5 月 16 日   |
|----------------------------|--|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券<br>同左   |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | —————  | 計算期間末日の取扱い<br>平成 17 年 5 月 15 日が休日のため、当特定期間の末日を平成 17 年 5 月 16 日としており、このため、当特定期間は 182 日となっています。 |

### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

#### (1) 名義書換えの手続き等

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式へのまたは記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行なうことができます。

名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換えの手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手続きに関し、手数料は徴しません。

#### (2) 受益者名簿

作成しません。

#### (3) 受益者に対する特典

ありません。

#### (4) 謙渡制限の内容

謙渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の謙渡は、委託会社の定める手続きによらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 第4 ファンドの詳細情報の項目

#### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

##### 1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 附属明細表

##### 2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

I 資産総額

II 負債総額

III 純資産総額 (I - II)

IV 発行済数量

V 1単位当たり純資産額 (III / IV)

#### 第5 設定及び解約の実績

## 追加型証券投資信託

(ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型))

約款

大和証券投資信託委託株式会社

## 運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
- ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

##### ① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

##### ② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

##### ③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### ④ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

##### ⑤ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

##### ⑥ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第24条の範囲で行ないます。

##### ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目指し分配金額を決定します。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型))  
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成25年6月15日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

③ 第2項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を1口に切り上げるものとします。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分増やし、当該口数にかかる金額については損金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000

口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の16種類とします。

- ③ 別に定める積立投資約款に従い取得申込者が結んだ積立投資契約または保護預り契約に基いて委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）が保管する受益証券、および保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（受益証券の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 指定販売会社は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の取得申込の受付を行ないません。

- ④ 第1項および第2項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第39条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

（記名式の受益証券の再交付）

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
  - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
- ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
- ホ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの
- ヘ. 約束手形
- ト. 金融先物取引等にかかる権利
- チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利
- リ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(投資の対象とする有価証券の範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第11号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号ならびに第11号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこととの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解

約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (有価証券の貸付けの指図および範囲)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保

有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第31条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混載寄託)

第32条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第33条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属

します。

(受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年6月13日から平成15年7月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日からの次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を指定販売会社に支払います。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じるものとします。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以

下同じ。) は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の濫用その他の事情があつても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第47条 指定販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。)をもって、その受益証券を買取ります。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の買取請求の受付を行ないません。

② 受益証券の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③ 指定販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項の規定による受益証券の買取りを中止することができるものとします。

④ 前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の一部解約)

第48条 受益者(前条の指定販売会社を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益証券および指定販売会社の所有にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約請求の受付を行ないません。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なっ

た当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

#### (信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

#### (委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

#### (委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第56条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

平成15年 6月13日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条、第47条および第48条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

シドニー先物取引所



# ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

## (愛称:杏の実)<sup>あんず　み</sup>

投資信託説明書(請求目論見書)

平成17年8月10日

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)(愛称:杏の実)<sup>あんず　み</sup>」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成17年8月9日に関東財務局長に提出しており、平成17年8月10日にその届出の効力が生じております。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

## 第三部 ファンドの詳細情報

### 第1 ファンドの沿革

平成15年6月13日 信託契約締結、当初設定、運用開始

### 第2 手続等

#### 1 申込（販売）手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

#### 2 換金（解約）手続等

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

##### イ. 一部解約

受益者は、自己の有する受益証券について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問わせることにより知ることができます。ほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1万口当りの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本（※1）を上回っている場合その超過額の 10%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 20%。）を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

解約価額から所得税（解約価額が個別元本（※1）を上回っている場合その超過額の 7%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 15%。）を差引いた額とします。

一部解約金にかかる収益調整金（※2）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受け付け以前を行なった日の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(※1) 個別元本とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）をいいます。受益者ごとの信託時の受益証券の価額等とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(※2) 収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ロ. 買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、その受益証券を買取ります。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の買取請求の受け付けを行いません。

受益証券の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問わせることにより知ることができます。

販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事

情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

## 第3 管理及び運営

### 1 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次のいずれかから入手した価額で評価します。

1. 価格情報会社の提供する価額、2. 証券会社、銀行等の提示する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合せ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (2) 保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

なお、委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

また、委託会社は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託会社

の定める手続きによって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、喪失の場合の規定を準用します。

委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

### (3) 信託期間

平成 15 年 6 月 13 日から平成 25 年 6 月 15 日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

### (4) 計算期間

毎月 16 日から翌月 15 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

### (5) その他

#### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年 5 月の計算期間終了日の翌日から 11 月の計算期間終了日までの期間および毎年 11 月の計算期間終了日の翌日から翌年 5 月の計算期間終了日までの期間を対象として、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から 1 年間とします。ただし、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

### ① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。この場合、販売会社は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目）から、受益証券と引換えに受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金および償還金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日の前日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### ② 換金請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### ③ 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盜用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

#### 第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成16年5月18日から平成16年11月15日まで)及び当特定期間(平成16年11月16日から平成17年5月16日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成16年12月14日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会御中

中央青山監査法人



指定社員  
業務執行社員 公認会計士

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

(甲)中俊之



大和



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）の平成16年5月18日から平成16年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）の平成16年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成17年6月14日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会御中



指 定 社 員 公認会計士

業務執行社員

田中俊之

指 定 社 員 公認会計士

業務執行社員

大河 純一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）の平成16年11月16日から平成17年5月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試算を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）の平成17年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

**1 財務諸表**  
**ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型)**

(1) 貸借対照表

| 区分          | 注記番号 | 前期                     | 当期                    |
|-------------|------|------------------------|-----------------------|
|             |      | 平成16年11月15日現在<br>金額(円) | 平成17年5月16日現在<br>金額(円) |
| 資産の部        |      |                        |                       |
| 流動資産        |      |                        |                       |
| コール・ローン     |      | 67,077,882             | 57,402,865            |
| 親投資信託受益証券   |      | 44,342,684,283         | 76,741,502,816        |
| 流動資産合計      |      | 44,409,762,165         | 76,798,905,681        |
| 資産合計        |      | 44,409,762,165         | 76,798,905,681        |
| 負債の部        |      |                        |                       |
| 流動負債        |      |                        |                       |
| 未払収益分配金     |      | 224,609,752            | 387,237,423           |
| 未払解約金       |      | 67,038,034             | 57,314,255            |
| 未払受託者報酬     |      | 1,889,869              | 3,288,331             |
| 未払委託者報酬     |      | 45,356,949             | 78,920,243            |
| その他未払費用     |      | 776,315                | 1,180,256             |
| 流動負債合計      |      | 339,670,919            | 527,940,508           |
| 負債合計        |      | 339,670,919            | 527,940,508           |
| 純資産の部       |      |                        |                       |
| 元本          |      |                        |                       |
| 元本          | ※1   | 44,921,950,471         | 77,447,484,648        |
| 剩余金         |      |                        |                       |
| 期末欠損金       |      | 851,859,225            | 1,176,519,475         |
| (うち分配準備積立金) |      | (921,940,140)          | (2,168,565,021)       |
| 剩余金合計       | ※2   | △851,859,225           | △1,176,519,475        |
| 純資産合計       |      | 44,070,091,246         | 76,270,965,173        |
| 負債・純資産合計    |      | 44,409,762,165         | 76,798,905,681        |

(2) 損益及び剰余金計算書

| 区分                | 注記番号 | 前期                            | 当期                            |
|-------------------|------|-------------------------------|-------------------------------|
|                   |      | 自 平成16年5月18日<br>至 平成16年11月15日 | 自 平成16年11月16日<br>至 平成17年5月16日 |
|                   |      | 金額(円)                         | 金額(円)                         |
| 経常損益の部            |      |                               |                               |
| 営業損益の部            |      |                               |                               |
| 営業収益              |      |                               |                               |
| 受取利息              |      | 122                           | 372                           |
| 有価証券売買等損益         |      | 2,733,435,172                 | 2,490,856,895                 |
| 営業収益合計            |      | 2,733,435,294                 | 2,490,857,267                 |
| 営業費用              |      |                               |                               |
| 受託者報酬             |      | 7,764,049                     | 15,420,859                    |
| 委託者報酬             |      | 186,338,024                   | 370,101,851                   |
| その他費用             |      | 776,315                       | 1,180,256                     |
| 営業費用合計            |      | 194,878,388                   | 386,702,966                   |
| 営業利益              |      | 2,538,556,906                 | 2,104,154,301                 |
| 経常利益              |      | 2,538,556,906                 | 2,104,154,301                 |
| 当期純利益             |      | 2,538,556,906                 | 2,104,154,301                 |
| 一部解約に伴う当期純利益分配額   |      | 32,315,973                    | 3,887,732                     |
| 期首次損金             |      | 917,005,122                   | 851,859,225                   |
| 欠損金減少額            |      | 114,758,275                   | 70,702,444                    |
| (当期一部解約に伴う欠損金減少額) |      | (114,758,275)                 | (70,702,444)                  |
| 欠損金増加額            |      | 1,552,356,858                 | 613,508,356                   |
| (当期追加信託に伴う欠損金増加額) |      | (1,552,356,858)               | (613,508,356)                 |
| 分配金               | ※1   | 1,003,496,453                 | 1,882,120,907                 |
| 期末欠損金             |      | 851,859,225                   | 1,176,519,475                 |

重要な会計方針

| 区 分                        | 前 期<br>自 平成 16 年 5 月 18 日<br>至 平成 16 年 11 月 15 日                               | 当 期<br>自 平成 16 年 11 月 16 日<br>至 平成 17 年 5 月 16 日  |
|----------------------------|--|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券<br>同左   |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | —————  | 計算期間末日の取扱い<br>平成 17 年 5 月 15 日が休日のため、当特定期間の末日を平成 17 年 5 月 16 日としており、このため、当特定期間は 182 日となっています。 |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 区 分                                 | 前 期<br>平成 16 年 11 月 15 日現在                              | 当 期<br>平成 17 年 5 月 16 日現在                               |
|-------------------------------------|---|---|
| 1. ※1 期首元本額<br>期中追加設定元本額<br>期中解約元本額 | 16,588,800,428 円<br>30,878,255,489 円<br>2,545,105,446 円 | 44,921,950,471 円<br>38,252,005,935 円<br>5,726,471,758 円 |
| 2. ※2 元本の欠損                         | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 851,859,225 円であります。       | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,176,519,475 円であります。     |

## (損益及び剰余金計算書関係)

| 区分          | 前期<br>自 平成 16 年 5 月 18 日<br>至 平成 16 年 11 月 15 日  | 当期<br>自 平成 16 年 11 月 16 日<br>至 平成 17 年 5 月 16 日  |
|-------------|--|--|
| ※1 分配金の計算過程 | <p>(自平成 16 年 5 月 18 日 至平成 16 年 6 月 15 日)<br/>           計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (78,068,227 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (587,526,408 円) 及び分配準備積立金 (354,293,788 円) より分配対象額は 1,019,888,423 円 (1 万口当たり 461.05 円) であり、うち 110,604,219 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>(自平成 16 年 6 月 16 日 至平成 16 年 7 月 15 日)<br/>           計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (138,468,936 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (780,181,905 円) 及び分配準備積立金 (319,212,139 円) より分配対象額は 1,237,862,980 円 (1 万口当たり 467.26 円) であり、うち 132,460,576 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> | <p>(自平成 16 年 11 月 16 日 至平成 16 年 12 月 15 日)<br/>           計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (243,513,591 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,877,321,966 円) 及び分配準備積立金 (902,804,721 円) より分配対象額は 3,023,640,278 円(1 万口当たり 629.01 円) であり、うち 240,349,106 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>(自平成 16 年 12 月 16 日 至平成 17 年 1 月 17 日)<br/>           計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (275,344,263 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2,281,757,785 円) 及び分配準備積立金 (901,288,948 円) より分配対象額は 3,458,390,996 円(1 万口当たり 633.39 円) であり、うち 273,007,218 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(自平成 16 年 7 月 16 日 至平成 16 年 8 月 16 日)<br/>     計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (161, 220, 999 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (925, 445, 357 円) 及び分配準備積立金 (321, 865, 046 円) より分配対象額は 1, 408, 531, 402 円 (1 万口当たり 474. 51 円) であり、うち 148, 418, 010 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p>                  | <p>(自平成 17 年 1 月 18 日 至平成 17 年 2 月 15 日)<br/>     計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (330, 694, 878 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (1, 035, 217, 390 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2, 677, 794, 235 円) 及び分配準備積立金 (896, 162, 813 円) より分配対象額は 4, 939, 869, 316 円 (1 万口当たり 810. 71 円) であり、うち 304, 663, 842 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> |
| <p>(自平成 16 年 8 月 17 日 至平成 16 年 9 月 15 日)<br/>     計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (149, 210, 889 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1, 185, 959, 803 円) 及び分配準備積立金 (332, 309, 653 円) より分配対象額は 1, 667, 480, 345 円 (1 万口当たり 470. 17 円) であり、うち 177, 325, 578 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p>               | <p>(自平成 17 年 2 月 16 日 至平成 17 年 3 月 15 日)<br/>     計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (291, 724, 550 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2, 988, 504, 641 円) 及び分配準備積立金 (1, 873, 704, 670 円) より分配対象額は 5, 153, 933, 861 円 (1 万口当たり 808. 97 円) であり、うち 318, 550, 860 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p>              |
| <p>(自平成 16 年 9 月 16 日 至平成 16 年 10 月 15 日)<br/>     計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (234, 706, 075 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (508, 913, 277 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1, 479, 928, 542 円) 及び分配準備積立金 (304, 738, 601 円) より分配対象額は 2, 528, 286, 495 円 (1 万口当たり 601. 75 円) であり、うち 210, 078, 318 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> | <p>(自平成 17 年 3 月 16 日 至平成 17 年 4 月 15 日)<br/>     計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (394, 855, 353 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (362, 339, 374 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 641, 133, 892 円) 及び分配準備積立金 (1, 824, 202, 440 円) より分配対象額は 6, 222, 531, 059 円 (1 万口当たり 868. 31 円) であり、うち 358, 312, 458 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | (自平成16年10月16日 至平成16年11月15日)<br>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (239,655,894円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (81,781,805円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,664,218,082円) 及び分配準備積立金 (825,112,193円) より分配対象額は 2,810,767,974円(1万口当たり 625.70円) であり、うち 224,609,752円(1万口当たり 50円) を分配金額としております。 | (自平成17年4月16日 至平成17年5月16日)<br>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (347,955,443円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (4,147,654,623円) 及び分配準備積立金 (2,207,847,001円) より分配対象額は 6,703,457,067円(1万口当たり 865.55円) であり、うち 387,237,423円(1万口当たり 50円) を分配金額としております。 |
|--|--|--|

(有価証券関係注記)

売買目的有価証券

| 種類            | 前期<br>平成16年11月15日現在 |                              | 当期<br>平成17年5月16日現在 |                              |
|---------------|---------------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|
|               | 貸借対照表計上額<br>(円)     | 当特定期間の損益に<br>含まれた評価差額<br>(円) | 貸借対照表計上額<br>(円)    | 当特定期間の損益に<br>含まれた評価差額<br>(円) |
| 親投資信託受益<br>証券 | 44,342,684,283      | 2,698,779,018                | 76,741,502,816     | 2,449,186,111                |
| 合計            | 44,342,684,283      | 2,698,779,018                | 76,741,502,816     | 2,449,186,111                |

(1口当たり情報)

|                           | 前期<br>平成16年11月15日現在 | 当期<br>平成17年5月16日現在  |
|---------------------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 0.9810円<br>(9,810円) | 0.9848円<br>(9,848円) |

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類        | 銘柄                      | 券面総額           | 評価額(円)         | 備考 |
|-----------|-------------------------|----------------|----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ハイグレード・オセニア・ボンド・マザーファンド | 68,166,195,431 | 76,741,502,816 |    |
| 合計        |                         | 68,166,195,431 | 76,741,502,816 |    |

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

**「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」の状況**

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

**貸借対照表**

| 区分       | 注記<br>番号 | 平成 16 年 11 月 15 日現在 | 平成 17 年 5 月 16 日現在 |
|----------|----------|---------------------|--------------------|
|          |          | 金額(円)               | 金額(円)              |
| 資産の部     |          |                     |                    |
| 流動資産     |          |                     |                    |
| 預金       |          | 29, 532, 660        | 105, 780, 751      |
| コール・ローン  |          | 689, 335, 282       | 2, 339, 436, 670   |
| 国債証券     |          | 2, 198, 782, 997    | 9, 594, 198, 478   |
| 特殊債券     |          | 44, 823, 145, 619   | 70, 054, 526, 543  |
| 派生商品評価勘定 |          | 1, 141, 388         | —                  |
| 未収入金     |          | 2, 358, 286, 446    | —                  |
| 未収利息     |          | 764, 502, 809       | 1, 234, 763, 615   |
| 前払費用     |          | 172, 924, 252       | 196, 011, 348      |
| 流動資産合計   |          | 51, 037, 651, 453   | 83, 524, 717, 405  |
| 資産合計     |          | 51, 037, 651, 453   | 83, 524, 717, 405  |
| 負債の部     |          |                     |                    |
| 流動負債     |          |                     |                    |
| 派生商品評価勘定 |          | —                   | 4, 758, 800        |
| 未払金      |          | 2, 593, 021, 710    | 1, 179, 920, 039   |
| 未払解約金    |          | 15, 205, 000        | —                  |
| 流動負債合計   |          | 2, 608, 226, 710    | 1, 184, 678, 839   |
| 負債合計     |          | 2, 608, 226, 710    | 1, 184, 678, 839   |
| 純資産の部    |          |                     |                    |
| 元本       |          |                     |                    |
| 元本       | ※1       | 44, 813, 639, 543   | 73, 137, 763, 167  |
| 剰余金      |          |                     |                    |
| 期末剰余金    |          | 3, 615, 785, 200    | 9, 202, 275, 399   |
| 剰余金合計    |          | 3, 615, 785, 200    | 9, 202, 275, 399   |
| 純資産合計    |          | 48, 429, 424, 743   | 82, 340, 038, 566  |
| 負債・純資産合計 |          | 51, 037, 651, 453   | 83, 524, 717, 405  |

重要な会計方針

| 区分                         | 自 平成 16 年 5 月 18 日<br>至 平成 16 年 11 月 15 日   | 自 平成 16 年 11 月 16 日<br>至 平成 17 年 5 月 16 日 |
|----------------------------|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | <p>国債証券、地方債証券及び特殊債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>  | 国債証券及び特殊債券<br>同左                          |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法      | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>   | 為替予約取引<br>同左                              |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外國投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> | 外貨建取引等の処理基準<br>同左                         |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 区分                                    | 平成 16 年 11 月 15 日現在 | 平成 17 年 5 月 16 日現在  |
|---------------------------------------|---------------------|---------------------|
| ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 17, 573, 548, 977 円 | 44, 813, 639, 543 円 |
| 同期中における追加設定元本額                        | 28, 468, 938, 290 円 | 30, 725, 276, 840 円 |
| 同期中における解約元本額                          | 1, 228, 847, 724 円  | 2, 401, 153, 216 円  |
| 同期末における元本の内訳                          |                     |                     |
| ファンド名                                 |                     |                     |
| ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン<br>(毎月分配型)      | 41, 031, 446, 547 円 | 68, 166, 195, 431 円 |
| ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン<br>(3ヶ月決算型)     | 3, 782, 192, 996 円  | 4, 971, 567, 736 円  |
| 計                                     | 44, 813, 639, 543 円 | 73, 137, 763, 167 円 |

(有価証券関係注記)

売買目的有価証券

| 種類   | 平成 16 年 11 月 15 日現在 |                            | 平成 17 年 5 月 16 日現在 |                            |
|------|---------------------|----------------------------|--------------------|----------------------------|
|      | 貸借対照表計上額<br>(円)     | 当期間の損益に<br>含まれた評価差額<br>(円) | 貸借対照表計上額<br>(円)    | 当期間の損益に<br>含まれた評価差額<br>(円) |
| 国債証券 | 2, 198, 782, 997    | △ 10, 874, 092             | 9, 594, 198, 478   | 144, 884, 177              |
| 特殊債券 | 44, 823, 145, 619   | 77, 138, 512               | 70, 054, 526, 543  | △ 127, 219, 658            |
| 合計   | 47, 021, 928, 616   | 66, 264, 420               | 79, 648, 725, 021  | 17, 664, 519               |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成 16 年 5 月 18 日から平成 16 年 11 月 15 日まで、及び平成 16 年 11 月 16 日から平成 17 年 5 月 16 日まで）を指しております。

## (デリバティブ取引等関係注記)

## I 取引の状況に関する事項

| 区分                       | 自 平成16年5月18日<br>至 平成16年11月15日   | 自 平成16年11月16日<br>至 平成17年5月16日 |
|--------------------------|---|-------------------------------|
| 1. 取引の内容                 | 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。  | 同左                            |
| 2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的    | オーストラリア・ドル建及びニュージーランド・ドル建有価証券等の買付代金の支払い及び保有するオーストラリア・ドル建及びニュージーランド・ドル建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため、外国為替予約を行っております。               | 同左                            |
| 3. 取引に係るリスクの内容           | 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。   | 同左                            |
| 4. 取引に係るリスク管理体制          | 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。 | 同左                            |
| 5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 | 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。                            | 同左                            |

## II 取引の時価等に関する事項

### 通貨関連

| 種類         | 平成16年11月15日現在 |                        |             | 平成17年5月16日現在 |                        |             |
|------------|---------------|------------------------|-------------|--------------|------------------------|-------------|
|            | 契約額等<br>(円)   | 時価<br>(円)<br>うち<br>1年超 | 評価損益<br>(円) | 契約額等<br>(円)  | 時価<br>(円)<br>うち<br>1年超 | 評価損益<br>(円) |
| 市場取引以外の取引  |               |                        |             |              |                        |             |
| 為替予約取引     |               |                        |             |              |                        |             |
| 買 建        | 233,891,742   | —                      | 235,033,130 | 1,141,388    | 1,146,128,800          | —           |
| 豪ドル        | 99,362,200    | —                      | 99,372,000  | 9,800        | 1,146,128,800          | —           |
| ニュージーランドドル | 134,529,542   | —                      | 135,661,130 | 1,131,588    | —                      | —           |
| 合 計        | 233,891,742   | —                      | 235,033,130 | 1,141,388    | 1,146,128,800          | —           |
|            |               |                        |             |              |                        | △4,758,800  |

#### (注) 1. 時価の算定方法

- (1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に對顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 同特定期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 同特定期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える對顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
    - ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表している対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に對顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の對顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
  3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

|  | 平成16年11月15日現在        | 平成17年5月16日現在         |
|--|----------------------|----------------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.0807円<br>(10,807円) | 1.1258円<br>(11,258円) |

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

| 種類   | 通貨  | 銘柄   | 券面総額                               | 評価額                                | 備考 |
|------|-----|--|------------------------------------|------------------------------------|----|
| 国債証券 | 豪ドル | 5.75% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20140915       | 20,000,000.000                     | 20,180,000.000                     |    |
|      |     | 5.75% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20140915       | 10,000,000.000                     | 10,090,000.000                     |    |
|      |     | 5.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20150303       | 20,000,000.000                     | 19,953,600.000                     |    |
|      |     | 6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215       | 20,000,000.000                     | 21,120,600.000                     |    |
|      |     | 6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215       | 10,000,000.000                     | 10,560,300.000                     |    |
|      |     | 6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215       | 5,000,000.000                      | 5,280,150.000                      |    |
|      |     | 6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215       | 2,000,000.000                      | 2,112,060.000                      |    |
|      |     | 7.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20090915     | 20,000,000.000                     | 21,729,200.000                     |    |
|      |     | 8.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20080815    | 4,000,000.000                      | 4,414,760.000                      |    |
|      |     | 8.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20080815    | 2,000,000.000                      | 2,207,380.000                      |    |
|      | 豪ドル | 小計   | 113,000,000.000<br>(9,215,150,000) | 117,648,050.000<br>(9,594,198,478) |    |
| 国債証券 | 合計  |  | 9,215,150,000<br>[9,215,150,000]   | 9,594,198,478<br>[9,594,198,478]   |    |
| 特殊債券 | 豪ドル | 12% EXPORT DEVELOPMENT CANADA 20120314       | 20,000,000.000                     | 27,058,200.000                     |    |
|      |     | 4.97% EXPORT DEVELOPMENT CANADA 20080826     | 3,700,000.000                      | 3,639,024.000                      |    |
|      |     | 13.5% LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK 20071210     | 50,000,000.000                     | 59,293,500.000                     |    |
|      |     | 0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030        | 10,000,000.000                     | 6,573,100.000                      |    |
|      |     | 0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030        | 6,000,000.000                      | 3,943,860.000                      |    |
|      |     | 0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030        | 3,000,000.000                      | 1,971,930.000                      |    |
|      |     | 0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030        | 3,000,000.000                      | 1,971,930.000                      |    |
|      |     | 0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030        | 2,000,000.000                      | 1,314,620.000                      |    |
|      |     | 0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030        | 7,000,000.000                      | 4,601,170.000                      |    |
|      |     | 0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030        | 5,000,000.000                      | 3,286,550.000                      |    |
|      |     | 12% L-BANK BW FOERDERBANK 20090414           | 15,000,000.000                     | 18,344,100.000                     |    |
|      |     | 5.21% CAISSE D'AMORT DETTE SOC 20061127      | 4,225,000.000                      | 4,200,157.000                      |    |
|      |     | 13.5% NEDER FINANCIERINGS-MAAT 20081029      | 30,000,000.000                     | 37,328,400.000                     |    |
|      |     | 13% NEDER FINANCIERINGS-MAAT 20080903        | 30,000,000.000                     | 36,573,900.000                     |    |
|      |     | 13% MUNICIPALITY FINANCE PLC 20090706        | 40,000,000.000                     | 50,453,200.000                     |    |
|      |     | 13.5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20080924      | 40,000,000.000                     | 49,416,800.000                     |    |
|      |     | 5.5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801 | 25,000,000.000                     | 24,949,000.000                     |    |
|      |     | 5.5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801 | 26,000,000.000                     | 25,946,960.000                     |    |
|      |     | 5.5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801 | 15,000,000.000                     | 14,969,400.000                     |    |
|      |     | 5.5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801 | 9,000,000.000                      | 8,981,640.000                      |    |

|  |                |                |  |
|--|----------------|----------------|--|
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 6,000,000.000  | 6,161,820.000  |  |
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 5,000,000.000  | 5,134,850.000  |  |
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 3,000,000.000  | 3,080,910.000  |  |
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 3,000,000.000  | 3,080,910.000  |  |
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 24,000,000.000 | 24,647,280.000 |  |
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 4,000,000.000  | 4,107,880.000  |  |
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 7,000,000.000  | 7,188,790.000  |  |
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 12,000,000.000 | 12,323,640.000 |  |
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 5,000,000.000  | 5,134,850.000  |  |
| 6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501 | 10,000,000.000 | 10,269,700.000 |  |
| 7% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20101201 | 5,000,000.000  | 5,358,400.000  |  |
| 7% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20101201 | 4,000,000.000  | 4,286,720.000  |  |
| 7% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20101201 | 9,000,000.000  | 9,645,120.000  |  |
| 7% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20101201 | 7,500,000.000  | 8,037,600.000  |  |
| 8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301 | 5,400,000.000  | 5,747,220.000  |  |
| 8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301 | 20,000,000.000 | 21,286,000.000 |  |
| 6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20130814      | 20,000,000.000 | 20,709,600.000 |  |
| 5.55% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20070424   | 1,100,000.000  | 1,101,837.000  |  |
| 5.23% EXPORT FIN & INS CORP 20050527       | 1,990,000.000  | 1,989,761.200  |  |
| 5% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070226    | 8,700,000.000  | 8,628,747.000  |  |
| 4.13% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20051020 | 9,400,000.000  | 9,337,960.000  |  |
| 4.46% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060413 | 3,650,000.000  | 3,616,493.000  |  |
| 4.18% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060515 | 4,280,000.000  | 4,226,157.600  |  |
| 4.96% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070813 | 1,931,000.000  | 1,905,452.870  |  |
| 4.55% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080501 | 4,670,000.000  | 4,530,787.300  |  |
| 4.35% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080527 | 3,000,000.000  | 2,891,910.000  |  |
| 4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080728 | 1,372,000.000  | 1,317,970.640  |  |
| 4.78% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080925 | 1,830,000.000  | 1,767,450.600  |  |
| 4.78% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080925 | 1,970,000.000  | 1,902,665.400  |  |
| 4.03% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080626 | 2,000,000.000  | 1,917,000.000  |  |
| 4.03% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080626 | 1,350,000.000  | 1,293,975.000  |  |
| 4.03% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080626 | 2,420,000.000  | 2,319,570.000  |  |
| 5.08% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070723 | 1,680,000.000  | 1,666,022.400  |  |
| 4.15% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070612 | 5,770,000.000  | 5,604,920.300  |  |
| 5.15% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20061220 | 2,000,000.000  | 1,989,720.000  |  |
| 4.12% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070327 | 4,560,000.000  | 4,509,429.600  |  |
| 0.5% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20130128  | 6,000,000.000  | 4,082,700.000  |  |
| 5.19% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060613 | 5,632,000.000  | 5,613,921.280  |  |
| 4.4% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20051219  | 2,142,000.000  | 2,127,969.900  |  |
| 4.22% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060130 | 1,109,000.000  | 1,099,063.360  |  |
| 4.31% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070522 | 1,000,000.000  | 977,980.000    |  |
| 4.9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001  | 2,000,000.000  | 1,961,620.000  |  |
| 4.9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001  | 4,000,000.000  | 3,923,240.000  |  |
| 4.9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001  | 4,000,000.000  | 3,923,240.000  |  |
| 4.9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001  | 3,000,000.000  | 2,942,430.000  |  |

|  |                   |                   |  |
|--|-------------------|-------------------|--|
| 5. 2% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070220               | 1, 700, 000. 000  | 1, 688, 576. 000  |  |
| 5. 2% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070220               | 3, 100, 000. 000  | 3, 079, 168. 000  |  |
| 5. 6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070521               | 1, 300, 000. 000  | 1, 300, 325. 000  |  |
| 5. 6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070521               | 1, 500, 000. 000  | 1, 500, 375. 000  |  |
| 5. 6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070521               | 2, 000, 000. 000  | 2, 000, 500. 000  |  |
| 5. 5% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060424               | 1, 000, 000. 000  | 999, 910. 000     |  |
| 5. 29% INTL. FIN. CORP. 20050727                         | 3, 500, 000. 000  | 3, 496, 150. 000  |  |
| 4. 64% INTL. FIN. CORP. 20080818                         | 3, 000, 000. 000  | 2, 914, 380. 000  |  |
| 4. 64% INTL. FIN. CORP. 20080818                         | 2, 000, 000. 000  | 1, 942, 920. 000  |  |
| 9. 875% EUROFIMA 20070117                                | 9, 000, 000. 000  | 9, 603, 900. 000  |  |
| 9. 875% EUROFIMA 20070117                                | 10, 000, 000. 000 | 10, 671, 000. 000 |  |
| 9. 875% EUROFIMA 20070117                                | 2, 970, 000. 000  | 3, 169, 287. 000  |  |
| 4. 53% NORDIC INVESTMENT BK. 20090115                    | 3, 000, 000. 000  | 2, 894, 970. 000  |  |
| 5. 74% NORDIC INVESTMENT BK. 20060619                    | 1, 500, 000. 000  | 1, 498, 110. 000  |  |
| 5. 03% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20070220 | 1, 000, 000. 000  | 989, 940. 000     |  |
| 5. 08% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20050719 | 2, 500, 000. 000  | 2, 497, 275. 000  |  |
| 0. 5% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20150130  | 6, 000, 000. 000  | 3, 656, 820. 000  |  |
| 4. 42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327                   | 1, 000, 000. 000  | 959, 690. 000     |  |
| 4. 42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327                   | 1, 500, 000. 000  | 1, 439, 535. 000  |  |
| 4. 42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327                   | 5, 000, 000. 000  | 4, 798, 450. 000  |  |
| 4. 42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327                   | 3, 350, 000. 000  | 3, 214, 961. 500  |  |
| 6. 25% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20110615                   | 7, 000, 000. 000  | 7, 248, 430. 000  |  |
| 5. 53% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20070615                   | 1, 000, 000. 000  | 998, 820. 000     |  |
| 4. 77% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20071121          | 1, 000, 000. 000  | 981, 960. 000     |  |
| 4. 35% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20060413          | 4, 000, 000. 000  | 3, 957, 720. 000  |  |
| 4. 35% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20060413          | 1, 000, 000. 000  | 989, 430. 000     |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 6, 000, 000. 000  | 4, 287, 480. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 3, 000, 000. 000  | 2, 143, 740. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 2, 000, 000. 000  | 1, 429, 160. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 2, 000, 000. 000  | 1, 429, 160. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 3, 000, 000. 000  | 2, 143, 740. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 3, 000, 000. 000  | 2, 143, 740. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 5, 000, 000. 000  | 3, 572, 900. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 3, 000, 000. 000  | 2, 143, 740. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 5, 000, 000. 000  | 3, 572, 900. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 5, 000, 000. 000  | 3, 572, 900. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 4, 000, 000. 000  | 2, 858, 320. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 3, 000, 000. 000  | 2, 143, 740. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 2, 000, 000. 000  | 1, 429, 160. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 4, 000, 000. 000  | 2, 858, 320. 000  |  |
| 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218              | 4, 000, 000. 000  | 2, 858, 320. 000  |  |

|            |   |  |  |  |
|------------|---|--|--|--|
|            | 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218   | 5,000,000.000  | 3,572,900.000  |  |
|            | 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218   | 6,000,000.000  | 4,287,480.000  |  |
|            | 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218   | 3,000,000.000  | 2,143,740.000  |  |
|            | 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218   | 5,000,000.000  | 3,572,900.000  |  |
|            | 1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20121218   | 2,000,000.000  | 1,429,160.000  |  |
|            | 5.12% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20070904  | 3,000,000.000  | 2,956,320.000  |  |
|            | 5.12% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20070904  | 2,600,000.000  | 2,562,144.000  |  |
|            | 5.12% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20070904  | 1,900,000.000  | 1,872,336.000  |  |
|            | 5.02% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20050525  | 1,100,000.000  | 1,099,890.000  |  |
|            | 4.4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227   | 2,500,000.000  | 2,423,075.000  |  |
|            | 4.4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227   | 1,000,000.000  | 969,230.000  |  |
|            | 4.4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227   | 2,000,000.000  | 1,938,460.000  |  |
|            | 4.4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227   | 4,000,000.000  | 3,876,920.000  |  |
|            | 4.4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227   | 1,000,000.000  | 969,230.000  |  |
|            | 4.4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227   | 3,000,000.000  | 2,907,690.000  |  |
| 豪ドル        | 小計  | 豪ドル<br>765,401,000.000<br>(62,418,451,550)   | 豪ドル<br>785,279,282.950<br>(64,039,525,525)   |  |
| ニュージーランドドル | 5.16% EXPORT DEVELOPMENT CANADA 20060524<br>13% L-BANK BW FOERDERBANK 20100628<br>13.5% CAISSE D' AMORT DETTE SOC 20061115<br>4.95% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20060825<br>4.95% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20060825<br>0.5% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20130213 | ニュージーランドドル<br>3,000,000.000<br>25,000,000.000<br>30,000,000.000<br>3,000,000.000<br>3,000,000.000<br>8,500,000.000 | ニュージーランドドル<br>2,952,000.000<br>31,851,250.000<br>32,766,300.000<br>2,936,040.000<br>2,936,040.000<br>5,433,285.000 |  |
| ニュージーランドドル | 小計  | ニュージーランドドル<br>72,500,000.000<br>(5,528,850,000)  | ニュージーランドドル<br>78,874,915.000<br>(6,015,001,018)  |  |
| 特殊債券       | 合計  | 67,947,301,550<br>[67,947,301,550]   | 70,054,526,543<br>[70,054,526,543]   |  |
| 合計         |   | 77,162,451,550<br>[77,162,451,550]   | 79,648,725,021<br>[79,648,725,021]   |  |

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。  
 2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
 3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨             | 銘柄数                     | 組入株式<br>時価比率 | 組入債券<br>時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|----------------|-------------------------|--------------|--------------|----------------|
| 豪ドル            | 国債証券 5 銘柄<br>特殊債券 57 銘柄 | -%           | 100.0%       | 92.4%          |
| ニュージーランド<br>ドル | 特殊債券 5 銘柄               | -%           | 100.0%       | 7.6%           |

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
 「注記事項（デリバティブ取引等関係注記）」に記載しております。

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

平成 17 年 6 月 30 日

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| I 資産総額                   | 89,833,142,317 円 |
| II 負債総額                  | 300,309,110 円    |
| III 純資産総額 (I - II)       | 89,532,833,207 円 |
| IV 発行済数量                 | 87,587,398,047 口 |
| V 1 単位当たり純資産額 (III / IV) | 1.0222 円         |

(参考) ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド

### 純資産額計算書

平成 17 年 6 月 30 日

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| I 資産総額                   | 99,111,433,958 円 |
| II 負債総額                  | 3,507,244,954 円  |
| III 純資産総額 (I - II)       | 95,604,189,004 円 |
| IV 発行済数量                 | 81,263,210,312 口 |
| V 1 単位当たり純資産額 (III / IV) | 1.1765 円         |

## 第 5 設定及び解約の実績

|          | 設定数量(口)        | 解約数量(口)       |
|----------|----------------|---------------|
| 第 1 特定期間 | 4,420,696,218  | 162,120,030   |
| 第 2 特定期間 | 11,522,829,208 | 2,902,384,968 |
| 第 3 特定期間 | 30,878,255,489 | 2,545,105,446 |
| 第 4 特定期間 | 38,252,005,935 | 5,726,471,758 |

(注) 当初申込期間中の設定数量は 3,709,780,000 口です。